

生食発 0520 第 5 号
令和 4 年 5 月 20 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

令和 4 年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 22 条の規定に基づく食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）第 3 の 6 に基づき、夏期に多発する食中毒の発生防止を図るとともに、積極的に食品衛生の向上を図る見地から、全国一斉に標記取締りを行うこととしましたので、別添の実施要領に基づき遺漏なく実施するようお願いします。

本実施要領は、夏期一斉取締りの実施に当たっての基本的事項のみを示しているため、各都道府県等において、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づき、適宜事項を追加して実施してください。

また、監視指導の結果、汚染食品を発見した場合のほか、食中毒が発生した場合には、流通経路の遡り調査を徹底して行い、汚染源を排除するための適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対して速やかに情報提供するようお願いします。

なお、一斉取締りの取りまとめ結果については、公表することとしていますので、御了知ください。

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 担 当：福島、大塚 代表電話：03-5253-1111 （内線：2477、4251） 直通電話：03-3595-2337 F A X：03-3503-7964
